

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 26 年1月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 乖離額調整制度について

東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ接続料は、将来原価方式にて算定されていますが、この将来原価方式においては、接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)第 12 条の 2 第 1 項で調整額は 0 と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の将来原価への算入は原則として認められていません。しかしながら、自社、他社とも需要を積極的に見積もっていること等の理由で平成 26 年度からの 3 年間の接続料の乖離額調整について、接続料規則第 3 条ただし書きによる許可を求める申請が行われています。

将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていった効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。

仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT 東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等 NTT 東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。

2. 光ファイバケーブルの耐用年数について

加入光ファイバ接続料の算定に用いられる光ファイバケーブルの耐用年数については、架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年となっています。一方メタルケーブルについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」での検討の結果、平成 25 年度より光ファイバケーブルの 2 倍近い架空ケーブル 28 年、地下ケーブル 36 年となっています。

平成 25 年 11 月 28 日付の接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見書でも申し上げたとおり、ケーブルの耐用年数を決定する要因は、①ケーブルの劣化、②支障移転、③その他天災や事故等と考えられますが、②の支障移転及び③のその他天災や事故等は光ファイバ、メタルとも同程度に発生すると考えられるため、この耐用年数の差は①のケーブルの劣化によるものと想定されます。

ケーブルは被覆材と芯材から構成されますが、被覆材は光ファイバ、メタルとも同種の材料を利用しており耐久性は同程度と考えられます。芯線の材料は異なるため単純には比較できないもの

の、光ファイバケーブルの芯材がメタルケーブルの芯材と比較して大幅に耐久性が低いとは考えられません。NTT 東日本殿の光サービス紹介ウェブページ(※1)上には、メタルケーブルと比較した際の光ファイバケーブルのメリットとして「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」との記載があり、NTT 東日本殿も光ケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐久性を有すると認識されているものと考えられます。

従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。

※1 NTT 東日本殿ウェブページ ひかり LAN(FTTD):

http://www.ntt-east.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri

以上